

## 令和8年度 養父市議会モニターを募集します

議会の運営に関して、市民の皆さんから広く提言や意見をいただくため、議会モニターを募集します。

### 1 応募資格

16歳以上の市民で、次に定める要件を全て満たす方とします。

- (1) 国及び地方公共団体の議会の議員でない方
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員でない方
- (3) 市の各種行政委員会の委員となっていない方

### 2 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

### 3 活動内容

次のいずれかの職務を行うものとします。

- (1) 本会議等の会議を傍聴し、その会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下同じ。）により提出する。
- (2) 議会だより、議会ホームページ、ケーブルテレビによる議会放映、インターネットによる議会録画配信等に関する意見を文書により提出する。
- (3) 議長が依頼した議会運営及び評価に関する調査事項に回答する。
- (4) 市議会議員と一年に1回以上、意見交換を行う。  
※例年、議会モニターとの意見交換会を年1回、平日に開催しています。
- (5) 政務活動費の使途に関し、意見を求めることがあります。
- (6) 議会基本条例に関し、意見を求めることがあります。
- (7) その他議長が必要と認めたこと。

### 4 募集する人数

議会モニターの定員は、20人以内とし、公募します。

応募多数の場合は、年齢構成等を考慮して決定します。

また、議長は団体等に対し、適任者の推薦を依頼することがあります。

### 5 謝礼

無償とします。ただし、意見交換会に出席した場合など、議長が必要と認めたときは、報償及び交通費相当額を支給します。

# 一般公募用

## 6 申し込み期限

令和8年3月13日（金）

## 7 申し込み・問い合わせ

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、期限までに直接または、メール、郵送、FAXで下記あてにお送り下さい。用紙は、HPからダウンロードできます。

養父市議会事務局

〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675（養父市役所3階）

電 話 079-665-6800

F A X 079-665-6801

メール [gikai@city.yabu.lg.jp](mailto:gikai@city.yabu.lg.jp)